

委任状の偽造及び偽造した委任状の使用は**犯罪**であり、刑法により処罰されます。  
※私文書偽造罪・偽造私文書等行使

## 委 任 状

代理人 住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_  
生年月日 \_\_\_\_\_

上記の者を代理人に選任し、次の権限を委任したのでお届けします。

委任事項 1 \_\_\_\_\_  
2 \_\_\_\_\_  
3 \_\_\_\_\_

令和 年 月 日

熊谷市長 あて

委任者 住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ (法人の場合代表者印) 注③  
生年月日 \_\_\_\_\_

電話（昼間連絡の取れるもの） \_\_\_\_\_

※委任事項が不明確で判断できないときは、電話にて確認させていただく場合があります。

登録印
注②

### 注意事項

- ① **すべての欄を委任者ご本人がお書きください。（パソコン等による入力、記載は不可）**
- ② 印鑑登録の場合は、登録する印鑑を「登録印」欄に押印してください。
- ③ 委任者が法人の場合、氏名欄には「法人名・役職名・代表者名」を記入の上、「代表者印」を押印してください。
- ④ 窓口では代理人確認のため、運転免許証等官公署発行の顔写真付のもの1点、又は健康保険資格確認書や年金手帳等と通帳や社員証等の計2点以上の提示を求めます。
- ⑤ 委任状での印鑑登録は、照会文書での委任者の回答が必要なため日数がかかります。
- ⑥ 住民異動届や戸籍の写し申請は該当者全員の本籍地・筆頭者、生年月日等を届出（申請）書に記入していただきます。
- ⑦ **個人番号（マイナンバー）及び住民票コード入りの住民票は、即日交付できません。** 代理人による請求を希望される場合は、事前に請求方法をお問い合わせください。
- ⑧ **委任状では、熊谷市外の本籍の戸籍証明書は取得できません。**

### 委任事項記入例

※委任事項は具体的にご記入ください（何の証明書を何通取得する等）。

※ここにはない事項の委任は、担当課へご相談ください（委任できない事項もあります）。

- (1) 住民票及び戸籍の写し等の交付申請を委任する場合
  - ・ 住民票世帯全員の写し（住民票世帯一部の写し）○通交付に関する事。
  - ・ 戸籍謄本（全部事項証明）○通交付に関する事。
  - ・ 戸籍抄本（個人事項証明）○通交付に関する事。
  - ・ 戸籍の附票○通交付に関する事。
  - ・ 身分証明書○通交付に関する事。
  - ・ 住民異動届に関する事。
- (2) 印鑑登録の申請を委任する場合
  - ・ 印鑑登録申請に関する事。
  - ・ 印鑑登録廃止申請に関する事。（改印、カード紛失など既に登録している場合）
- (3) 税証明の交付申請を委任する場合
  - ・ 令和○年度 住民税 所得 課税証明書○通交付に関する事。
  - ・ 令和○年度 納税証明書○通交付に関する事。
  - ・ 令和○年度 評価証明書○通交付に関する事。（評価証明を受ける物件の所在地も記入してください）

**マイナンバーカードをお持ちの方は、各種証明書をコンビニエンスストアで取得できます！ ご本人が取得すれば安心です♪**  
【取得可能な各種証明】 住民票の写し、住民票記載事項証明書、印鑑登録証明書、市民税県民税課税（非課税）証明書、  
（本籍が熊谷の方のみ）戸籍証明書及び戸籍の附票の写し  
※取得には条件があります。くわしくは熊谷市ホームページをご確認ください。  
※6時30分から23時まで（12月29日から1月3日を除く）。その他メンテナンスなどにより利用できない場合があります。